



## 相 談

### 生活習慣病に関する 健康相談会・健康講座を実施

生活習慣病は、症状が現れていなくても水面下で悪化する病気です。

本市では、40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施しています。

このたび、特定健診の受診結果をもとに生活習慣の改善が必要な人に対して、けんこう小町（保健師）による健康相談会と健康講座を実施します。

生活習慣を変えることにより、数値改善のチャンスとなりますので、ぜひ参加してください。

**とき** 1月31日(日)、午前10時～午後3時

**ところ** 市消防本部4階視聴覚室

**内容など**

■健康相談会（午前10時～午後3時、要予約）

けんこう小町（保健師）による健康アドバイス、一人一人の生活習慣病改善計画立案、体組成や血管年齢測定（希望者）



■健康講座（午後1時～2時）

けんこう小町（保健師）による講座「糖尿病の予防、合併症の予防」

**対象者** 国民健康保険加入者で、27年度に特定健診を受診し、内臓脂肪の蓄積（腹囲）、血糖、脂質、血圧などのリスク要因により、生活習慣の改善が必要と判断された人

※対象者には、保険年金課から電話で通知します。

※対象者以外でも、国民健康保険加入者であれば参加できますので、まずはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線150、188）

今月の相談		気軽に相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日、年末年始を除く、1人年1回
	第1・3水曜日	午後1時～4時	金剛連絡所	
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線182、185）、祝日、年末年始を除く
行 政 相 談	21(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司 法 書 士 相 談	19(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	22(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談
女性 の 悩 み 相 談	14(木)	午前10時30分～午後0時30分	すばるホール3階	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラーによる相談 ※14(木)は午後3時30分まで 定員5人
	15(金)	午後1時30分～4時30分	男女共同参画センター	
女性のための電話相談	8(金)、26(火)、2/5(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567、問い合わせ（市役所内線474）、女性の相談員による相談
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約も可 ☎(24)3700、電話相談も可、祝日、年末年始を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日、年末年始を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日、年末年始を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日、年末年始を除く
子 育 て 相 談	月～土曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666、祝日、年末年始を除く
健 康 相 談	25(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日、年末年始を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887、祝日、年末年始を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農 業 相 談	6(火)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101、祝日、年末年始を除く
商工法律相談	12(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
日本政策金融公庫相談	13(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
税理士による税務相談	8(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日、年末年始を除く、消費者ホットライン ☎188
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日、年末年始を除く、問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700
お出かけ就労支援相談	26(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	20(水)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約、南河内若者サポートステーション ☎(26)9441
労 働 相 談	14(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談
障がい者就業・生活相談	18(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線199） 専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）
住宅関連法律相談	15(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人



## 募 集

### 予備自衛官補募集

必要な教育訓練修了後は予備自衛官として任用されます。

**受付期間** 第1回=1月8日(金)~4月8日(金)まで、第2回=7月1日(金)~9月16日(金) ※第1回募集で採用予定数に達した場合、第2回募集は実施しない場合があります。

**試験日** 第1回=4月15日(金)~19日(火)、第2回=9月30日(金)~10月3日(月) ※いずれか1日を指定します。

**合格発表** 第1回=5月20日(金)、第2回=11月11日(金)

**対象者** 一般=18歳以上34歳未満、技能=18歳以上53歳未満で、いずれも日本国籍を有する自衛官未経験者(ただし、保有する技能によっては55歳未満まで可)

**問い合わせ** 自衛隊富田林地域事務所 ☎24(3799)



## 講座・催し

### 府民公開講座「肺がんを知ろう」

**とき** 1月30日(土)、午後2時~4時

**ところ** 府立呼吸器・アレルギー医療センター(羽曳野市はびきの三丁目7の1)

**内容** 平島 智徳さん(同医療センター肺腫瘍内科主任部長)による講演「“肺がん”ってどんな病気なの?」、鈴木 秀和さん(同医療センター外来化学療法科部長)による講演「“治療”はどうするの?」、岡田 由佳理さん(緩和ケア認定看護師)による講演「“緩和ケア”とは?」

※いずれも手話通訳あり。

**定員** 100人(申し込み先着順)

**参加費** 無料

**申し込み** 1月6日(火)~27日(水)までに、ファクスで講座名、参加者の氏名、電話番号、人数、会場までの交通手段を記入し、同医療センター ☎072(957)2121・FAX072(957)6285)へ(電話申し込み可)

### 購入型クラウド・ファンディングセミナー

**とき** 1月28日(木) 午後6時30分~8時30分(午後6時15分~受け付け)

**ところ** キックス(河内長野市昭栄町7の1)

**内容** 購入型クラウド・ファンディングの事例紹介と活用方法など

**対象者** 本市、河内長野市、大阪狭山市で事業を営む人など

**定員** 30人(申し込み先着順)

**参加費** 無料

**講師** 酒匂 雄二さん(NPO法人まちイノベーション理事)

**申し込み** 1月6日(火)~、日本データビジョン(株) ☎06(6271)8700(午前9時30分~午後6時30分)へ

### 相続講座「相続トリアビア10選~その相続対策、本当に大丈夫ですか?~」

**とき** 1月28日(木)、午後1時30分~3時

**ところ** 総合福祉会館

**内容** 相続について、最新の相続手法の紹介など

**対象者** 市内在住・在勤の人

**定員** 30人(申し込み先着順) ※ただし、1世帯2人まで。

**参加費** 無料

**申し込み** 1月7日(木)~14日(木)、午前9時~午後5時までに、総合福祉会館へ(電話申し込み可)

### 健康教室「要介護にならないために」

**とき** 2月19日(金)、午後3時10分~4時10分

**ところ** 新堂診療所(若松町一丁目19の10)

※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

**内容** 要介護にならないための骨粗鬆症・骨折の予防

**定員** 35人(申し込み先着順)

**参加費** 無料

**講師** 真塚 健夫さん(阪南中央病院整形外科部長)

**申し込み** 1月18日(月)、午前9時~、同診療所 ☎(23)3068)へ

### 認知症介護家族の交流会

**とき** 1月27日(水)、午後1時30分~3時

**ところ** 総合福祉会館

**内容** 講話「グループホームについて」、参加者同士で情報交換

**対象者** 市内在住の認知症の人を介護されている人

**定員** 20人 **参加費** 無料

**申し込み** 1月21日(木)までに高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選) ※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

### 若さ・健康・体力アップ教室

**とき** 2月10日~3月23日の毎週水曜日、午後1時30分~3時30分(全7回)

**ところ** けあばる

**内容** 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイント、口のケアについてなど

**対象者** 市内在住で65歳以上の人

**定員** 30人 **参加費** 無料

**申し込み** 1月31日(木)までにウエルネスけあばるへ ※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。



## 福 祉

### 高齢者の障がい者控除対象者認定書の申請を

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていないとしても、市の障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、所得税や市・府民税の障がい者控除が適用される場合があります。

所定の基準を満たす人には、認定書を交付しますのでお問い合わせください。なお、身体障がい者手帳などの所持者は、改めて認定書の交付を受ける必要はありません。

**対象者** 身体障がい者手帳などの交付を受けていない人で、要介護認定を受け、障がい者に準じる状態の人など

**問い合わせ** 高齢介護課(内線197)



## 国民年金

### 成人式を迎える皆さんへ

成人おめでとうございます。国民年金に加入することは成人の義務の一つです。国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての人が加入し、老後の所得保障だけでなく、不慮の事態によって生活が不安定になることのないように支え合う制度です。

基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の人も納付した保険料以上の年金を受け取れます。さらに、賃金や物価の変動に合わせて年金受給額が改定されるため安心です。

また、経済的な理由などで納めることが困難なときは、申請により保険料の免除や納付を猶予することができる制度などもありますので、詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線153）、天王寺年金事務所（☎06(6772)7531）

### 源泉徴収票が送付されます

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金の受給者には1年間の年金の支払い総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構から送付されますので、確定申告などの際に添付してください。また紛失などした場合は再交付申請をしてください。なお、障がい年金や遺族年金などは課税対象外のため同票は送付されません。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所（☎06(6772)7531）

### 国民年金保険料の「2年前納（口座振替）」をご利用ください

国民年金保険料の28年4月末の口座振替分で、割引額の大い「2年前納」がご利用いただけます。申込期限は2月末までです。詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所（☎06(6772)7531）



## 国民健康保険

### 高額医療・高額介護合算療養費制度の申請を

1世帯で1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担金の合計額が、同制度の自己負担限度額（下表）を超えるときは、それぞれからその超過額が支給（払い戻し）されます。

該当する人には、1月下旬に申請手続きが記載されている勧奨通知を送付する予定です。通知が届いたら、それに従って申請してください。

#### 負担軽減の例

**夫婦2人世帯でどちらも70歳以上、住民税非課税（低所得Ⅱ）の場合**

1世帯で1年間に医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年間の負担が50万円の場合、世帯員全員が住民税非課税の場合の基準額31万円を超えた金額の19万円が払い戻され、実際の年間負担額が31万円になります。

#### 注意事項

- ・市国民健康保険に加入の70歳未満の人については、一つの医療機関（外来は診療科ごとの場合あり）での自己負担額が月額2万1000円未満の場合は対象になりません
- ・医療保険と介護保険の自己負担額がいずれか0円の場合は対象になりません
- ・支給額（超過額）が500円以下の場合対象になりません
- ・26年8月～27年7月末までの間に、「市町村を越える転居をした人」「他の

医療保険制度から国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行した人」には、勧奨通知ができない場合があります

**問い合わせ** 市国民健康保険加入者は保険年金課（内線150、188）、後期高齢者医療制度加入者は福祉医療課（内線158、159）または府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06(4790)2031）、介護保険分は高齢介護課（内線179）

### 保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を送付

27年1月から12月までの間に、本市へお納めいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を、1月中旬から月末までにそれぞれ送付します。所得申告の際にご利用ください。

納付された保険料は、いずれも確定申告や住民税申告の際に、所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。

※ただし、介護保険料の特別徴収対象者については、同通知書は送付されませんので、年金保険者（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票をご利用ください。

**問い合わせ** 国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、後期高齢者医療制度保険料については福祉医療課（内線158、159）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）

### 高額医療・高額介護合算療養費制度における自己負担限度額

対象者	負担区分	負担割合	自己負担限度額（年額） （医療保険+介護保険）
・市国民健康保険に加入している70～74歳の人 ・後期高齢者医療制度に加入している人	現役並み所得者	3割	67万円
	一般	2割	56万円
		または	31万円
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	1割
市国民健康保険に加入している70歳未満の人	上位所得者	3割	126万円
	一般		67万円
	住民税非課税世帯		34万円

※年額の期間は毎年8月～翌年の7月末までの1年間となります。



## 税

### 固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税の対象になります。1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は2月1日(日)までに申告してください（休・廃業されている場合も申告が必要です）。

なお、所有者には12月中に申告書類を郵送していますが、届いていないときや事業の開始により初めて申告される場合はご連絡ください。

**問い合わせ** 課税課（内線114、115）

### 給与支払報告書などは2月1日までに提出を

事業主は、「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている従業員が1月1日に居住する市町村の住民税担当課へ2月1日(日)までに提出してください。なお、同報告書の提出枚数を記入する総括表の「特別徴収」および「普通徴収」の区分に注意してください。

**問い合わせ** 課税課（内線111、112）

### 未納税額がないことの証明書を発行

1月から、市税の納税証明書とは別に、証明日現在で未納税額がないことの証明書を納税課で発行します。

**手数料** 1件300円

**問い合わせ** 納税課（内線122）

<p><b>今日は市・府民税の第4期分の納期です</b></p> <p>納付には便利な口座振替のご利用を！</p> <p>預（貯）金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預（貯）金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課（内線121～124）</p>				
◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税		
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月		
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。		
第3期 9月	第3期 10月			
第4期 12月	第4期 1月			

### 新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額します

新築された住宅で、長期優良住宅の認定を受け、次の全ての要件に該当する場合、一定期間の固定資産税が減額されます。

**該当要件** ①～④全てに該当

- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ②21年6月4日～28年3月31日(木)までに新築された住宅
- ③住宅部分の床面積が50平方<sup>㎡</sup>（戸建て以外の貸家住宅は40平方<sup>㎡</sup>）以上280平方<sup>㎡</sup>以下の住宅
- ④住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上ある住宅

**減額期間** 新築後5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間）

※認定長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。また、都市計画税は減額されません。

※新築の翌年1月31日までに、認定を受けて新築されたことを証明する書類を添えて、課税課へ申告してください。

**問い合わせ** 課税課（内線113～116）

### 税務署からのお知らせ

○富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です

**とき** 2月4日(木)～3月15日(火)、午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月21日(日)、28日(日)は開設します）※例年、確定申告期限間際は大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

**ところ** すばるホール

○年金所得者の所得税の確定申告手続きが簡素化されています

23年分の確定申告から、1年間の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税について確定申告書の提出は必要がなくなりました。

※ただし、この場合であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出することはできません。

※所得税の確定申告が不要な場合でも、住民税については別途申告が必要となる場合があります。

○e-Taxについて

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用するとインターネット上で申告書の提出や納税ができます。詳しくは、国税庁ホームページ〔http://www.nta.go.jp/〕をご覧ください。

**問い合わせ** 富田林税務署（若松町西二丁目1697の1）☎(24)3281



## 上下水道

### 水道管緊急修繕業務を委託しています

緊急の水漏れや蛇口などの水道管のトラブルがあった場合、本市では市管工事業協同組合（向陽台一丁目3の11）と委託契約しており、水道管のトラブルに24時間体制で対応しています（出張料は発生しません。ただし、修繕費用は個人負担となります）。

※水道の修繕は、市管工事業協同組合 ☎0120(032)497 へ（月～金曜日の午前9時～午後5時30分）。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室 ☎(25)1000 へご連絡ください。

**問い合わせ** 水道工務課（内線257）

### 悪質な訪問販売にご注意を

最近、まるで市から委託されたような口ぶりで、水質の調査や浄水器を売りつける訪問販売が発生しています。

良心的に営業する業者が多い中、一部の業者が「かたり」や「強引営業」で問題を起こしています。

市は直接、給水管の清掃や浄水器の販売・調査・工事などはしていません。必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。

**問い合わせ** 水道総務課（内線251）

市消費者相談室（内線186）

